

障発 0113 第2号
平成23年1月13日

各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長

「自立支援医療費の支給認定について」の一部改正について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく自立支援医療については、「自立支援医療費の支給認定について」（平成18年3月3日障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により実施されているところであるが、自立支援医療費の支給の対象となっている発達障害者及び高次脳機能障害者については、本通知の診断書の様式を用いて、それらの者の症状、状態像等を適切に把握することが容易でない場合があったことや「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）により改正された法第4条第1項において、発達障害者を障害者自立支援法の対象とすることが明確化されたこと等を踏まえ、自立支援医療（精神通院医療）の診断書の様式の見直しを進めてきたところである。

今般、別添のとおり当該通知の一部を改正し、平成23年4月1日から適用することとしたので、貴管内市町村を含め関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

別添

新旧対照表

改正後	改正前
<p>別紙1 自立支援医療費支給認定通則実施要綱 法第58条第1項に基づく自立支援医療費の支給認定（以下「支給認定」という。）の事務手続については、法令の定めるところによるものであるが、本要綱を参照しつつ支給認定の適正な実施を図られたい。</p>	<p>別紙1 自立支援医療費支給認定通則実施要綱 法第58条第1項に基づく自立支援医療費の支給認定（以下「支給認定」という。）の事務手続については、法令の定めるところによるものであるが、本要綱を参照しつつ支給認定の適正な実施を図られたい。</p>
<p>第1～第2 5 (略) 6 1の所得区分のうち②低所得1の対象は、受診者の属する「世帯」が市町村民税世帯非課税世帯（注1）であって、受給者に係る次に掲げる収入の合計金額が80万円以下である場合であって、かつ、所得区分が①生活保護の対象ではない場合であるものとする。 ・地方税法上の合計所得金額（注2） (合計所得金額がマイナスとなる者については、0とみなして計算する) ・所得税法上の公的年金等の収入金額（注3） ・その他厚生労働省令で定める給付（注4） (注1) 「市町村民税世帯非課税世帯」とは、受診者の属する「世帯」の世帯員（世帯員の具体的な範囲は、第5の1による。）が自立支援医療を受ける日の属する年度（自立支援医療を受ける日の属する月が4月から6月である場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する</p>	<p>第1～第2 5 (略) 6 1の所得区分のうち②低所得1の対象は、受診者の属する「世帯」が市町村民税世帯非課税世帯（注1）であって、受給者に係る次に掲げる収入の合計金額が80万円以下である場合であって、かつ、所得区分が①生活保護の対象ではない場合であるものとする。 ・地方税法上の合計所得金額（注2） (合計所得金額がマイナスとなる者については、0とみなして計算する) ・所得税法上の公的年金等の収入金額（注3） ・その他厚生労働省令で定める給付（注4） (注1) 「市町村民税世帯非課税世帯」とは、受診者の属する「世帯」の世帯員（世帯員の具体的な範囲は、第5の1による。）が自立支援医療を受ける日の属する年度（自立支援医療を受ける日の属する月が4月から6月である場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する</p>

所得割を除く。以下同じ。) が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である世帯をいう。

- (注2) 「合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。
- (注3) 「公的年金等の収入金額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。
- (注4) 「その他厚生労働省令で定める給付」とは、障害者自立支援法施行規則(以下「施行規則」という。)第54条各号に掲げる各給付の合計金額をいう。

別紙2

自立支援医療費(育成医療)支給認定実施要綱

(略)

別紙3

自立支援医療費(更生医療)支給認定実施要綱

(略)

別紙4

自立支援医療費(精神通院医療)支給認定実施要綱

法第58条第1項の規定に基づく自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定(以下「支給認定」という。本要綱において同じ。)についての事務手続運営等については、法令及び通知によるほか、本要綱により行い、もって支給認定の適正な実施を図るとともに効率的な運営に努めること。

所得割を除く。以下同じ。) が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である世帯をいう。

- (注2) 「合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。
- (注3) 「公的年金等の収入金額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。
- (注4) 「その他厚生労働省令で定める給付」とは、障害者自立支援法施行規則(以下「施行規則」という。)第28条各号に掲げる各給付の合計金額をいう。

別紙2

自立支援医療費(育成医療)支給認定実施要綱

(略)

別紙3

自立支援医療費(更生医療)支給認定実施要綱

(略)

別紙4

自立支援医療費(精神通院医療)支給認定実施要綱

法第58条第1項の規定に基づく自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定(以下「支給認定」という。本要綱において同じ。)についての事務手続運営等については、法令及び通知によるほか、本要綱により行い、もって支給認定の適正な実施を図るとともに効率的な運営に努めること。

第1～第8 (略)

別記

自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定判定指針

第1 (略)

第2 精神通院医療の対象となる精神障害及びその状態像

1 躁および抑うつ状態 ~ 3 精神運動興奮及び昏迷の状態 (略)
)

4 統合失調等残遺状態

国際疾病分類ICD-10の統合失調症、統合失調型障害、精神作用物質による精神および行動の障害などの慢性期、あるいは寛解期などにみられる病態である。この病態では、感情平板化、意欲低下、思路の弛緩、自発語の減少などがみられ、社会生活能力が病前に比べ、著しく低下した状態が続く。不食、不潔、寝たきりの状態が続くなどして身体の衰弱が著しい場合、通常、入院を要する。入院を要さない場合で、このような残遺状態が精神病か、それと同等の病態にあり、持続するか、あるいは消長を繰り返し、日常生活の指導、社会性の向上、および疾患の再発予防のため、持続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とする場合には、精神通院医療の対象となる。

5 情動および行動の障害

国際疾病分類ICD-10の成人の人格および行動の障害、症状性を含む器質性精神障害、生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群、小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害、精神遅滞、心理的発達の障害などでみられる病態である。情動の障

第1～第8 (略)

別記

自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定判定指針

第1 (略)

第2 精神通院医療の対象となる精神障害及びその状態像

1 躍および抑うつ状態 ~ 3 精神運動興奮及び昏迷の状態 (略)
)

4 統合失調等残遺状態

国際疾病分類ICD-10の統合失調症、統合失調型障害、精神作用物質による精神および行動の障害などの慢性期、あるいは寛解期などにみられる病態である。この病態では、感情鈍麻、意欲低下、思路の弛緩、自発語の減少などがみられ、社会生活能力が病前に比べ、著しく低下した状態が続く。不食、不潔、寝たきりの状態が続くなどして身体の衰弱が著しい場合、通常、入院を要する。入院を要さない場合で、このような残遺状態が精神病か、それと同等の病態にあり、持続するか、あるいは消長を繰り返し、日常生活の指導、社会性の向上、および疾患の再発予防のため、持続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とする場合には、精神通院医療の対象となる。

5 情動および行動の障害

国際疾病分類ICD-10の成人の人格および行動の障害、症状性を含む器質性精神障害、生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群、小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害、精神遅滞、心理的発達の障害などでみられる病態である。情動の障

害には、不機嫌、易怒性、爆発性、気分変動などの情動の障害などがあり、行動の障害には、暴力、衝動行為、常同行為、多動、食行動の異常、チック・汚言、性行動の異常などがある。情動および行動の障害により、著しい精神運動興奮を呈する場合、あるいは行動制御の能力を失っている場合は、通常、入院医療を要する。入院を要さない場合で、情動および行動の障害が精神病、あるいはそれと同等の病態にあり、持続するか、消長を繰り返し、継続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とする場合には、精神通院医療の対象となる。

6 不安および不穏状態 (略)

7 けいれん及び意識障害 (てんかん等)

国際疾病分類ICD-10のてんかん、症状性を含む器質性精神障害、精神作用物質による精神および行動の障害、解離性障害などでみられる病態である。この病態には、痙攣や意識消失などのてんかん発作や、もうろう状態、解離状態、せん妄など意識の障害などがある。痙攣および意識障害が遷延する場合は、入院医療を要する。入院を要さない場合で、痙攣、または意識障害が挿間性に発現し、継続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とする場合には、精神通院医療の対象となる。

8 精神作用物質の乱用、依存等

国際疾病分類ICD-10の精神作用物質による精神および行動の障害のうち、精神作用物質の有害な使用、依存症候群、精神病性障害などでみられる病態である。当該物質の乱用および依存には、しばしば、幻覚、妄想、思考障害、情動あるいは行動の障害などが生じ、

害には、不機嫌、易怒性、爆発性、気分変動などの情動の障害などがあり、行動の障害には、暴力、衝動行為、常同行為、多動、食行動の異常、性行動の異常などがある。情動および行動の障害により、著しい精神運動興奮を呈する場合、あるいは行動制御の能力を失っている場合は、通常、入院医療を要する。入院を要さない場合で、情動および行動の障害が精神病、あるいはそれと同等の病態にあり、持続するか、消長を繰り返し、継続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とする場合には、精神通院医療の対象となる。

6 不安および不穏状態 (略)

7 痙攣および意識障害

国際疾病分類ICD-10のてんかん、症状性を含む器質性精神障害、精神作用物質による精神および行動の障害、解離性障害などでみられる病態である。この病態には、痙攣や意識消失などのてんかん発作や、もうろう状態、解離状態、せん妄など意識の障害などがある。痙攣および意識障害が遷延する場合は、入院医療を要する。入院を要さない場合で、痙攣、または意識障害が挿間性に発現し、継続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とする場合には、精神通院医療の対象となる。

8 精神作用物質の乱用および依存

国際疾病分類ICD-10の精神作用物質による精神および行動の障害のうち、精神作用物質の有害な使用、依存症候群、精神病性障害などでみられる病態である。当該物質の乱用および依存には、しばしば、幻覚、妄想、思考障害、情動あるいは行動の障害などが生じ、

さまざまな社会生活上の問題がともなう。依存を基礎として生じた急性中毒、離脱状態、あるいは精神病性障害において、精神運動興奮が著しい場合は、通常、入院医療を要する。入院を要さない場合で、乱用、依存からの脱却のため通院医療を自ら希望し、あるいは精神作用物質による精神および行動の障害が精神病、あるいはそれと同等の病態にあり、継続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とする場合には、精神通院医療の対象となる。

9 知能障害等

精神遅滞及び認知症については、易怒性、気分変動などの情動の障害や暴力、衝動行為、食行動異常等の行動の障害等を伴い、継続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とする場合に、精神通院医療の対象となる。

別紙様式第1号～第6号（略）

別紙様式第7号

診断書（精神通院医療用）

氏名		明治・大正・昭和・平成 年月日生（歳）	男・女
住所			
①病名 (ICDコードは、F00～ F99, G40 のいずれかを記載)	(1)主たる精神障害 ICDコード()	(2)従たる精神障害 ICDコード()	(3)身体合併症 _____
②発病から現在までの病歴（推定発病年月、			

さまざまな社会生活上の問題がともなう。依存を基礎として生じた急性中毒、離脱状態、あるいは精神病性障害において、精神運動興奮が著しい場合は、通常、入院医療を要する。入院を要さない場合で、乱用、依存からの脱却のため通院医療を自ら希望し、あるいは精神作用物質による精神および行動の障害が精神病、あるいはそれと同等の病態にあり、継続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とする場合には、精神通院医療の対象となる。

9 知能障害

精神遅滞及び認知症については、易怒性、気分変動などの情動の障害や暴力、衝動行為、食行動異常等の行動の障害等を伴い、継続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とする場合に、精神通院医療の対象となる。

別紙様式第1号～第6号（略）

別紙様式第7号

診断書（精神通院医療用）

氏名		明治・大正・昭和・平成 年月日生（歳）	男・女
住所			
①病名 (ICDカテゴリーは、F0～ F9 のいずれかを記載)	(1)主たる精神障害 ICDカテゴリー()	(2)従たる精神障害 ICDカテゴリー()	(3)身体合併症 _____
②発病から現在までの病歴（推定発病年月、			

発病状況、治療の経過
等を記載)

③現在の病状、状態像等（該当する項目を○で囲む）

(1) 抑うつ状態

1思考・運動抑制 2易刺激性、興奮 3憂うつ気分 4その他 ()

(2) 躁状態

1 行為心迫 2多弁 3感情高揚・易刺激性 4その他 ()

(3) 幻覚妄想状態

1幻覚 2妄想 3その他 ()

(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態

1興奮 2昏迷 3拒絶 4その他 ()

(5) 統合失調症等残遺状態

1自閉 2感情平板化 3意欲の減退 4その他 ()

(6) 情動及び行動の障害

1爆発性 2暴力・衝動行為 3多動 4食行動の異常 5チック・汚言

6その他 ()

(7) 不安及び不穏

1 強度の不安・恐怖感 2強迫体験 3心的外傷に関連する症状

4解離・転換症状 5その他 ()

(8) てんかん発作等（けいれん及び意識障害）

1 てんかん発作 発作型 () 頻度 ()

2 意識障害 3その他 ()

(9) 精神作用物質の乱用、依存等

1アルコール 2覚せい剤 3有機溶剤 4その他 ()

ア乱用 イ依存 ウ残遺性・遲発性精神病性障害 エその他 ()

(10) 知能・記憶・学習等の障害

1知的障害（精神遅滞） ア軽度 イ中等度 ウ重度

精神科受診歴等)

③現在の病状、状態像等（該当する項目を○で囲む）

(1) 抑うつ状態

1思考・運動抑制 2刺激性、興奮 3憂うつ気分 4その他 ()

(2) 躁状態

1 行為心迫 2多弁 3感情高揚・刺激性 4その他 ()

(3) 幻覚妄想状態

1幻覚 2妄想 3その他 ()

(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態

1興奮 2昏迷 3拒絶 4その他 ()

(5) 統合失調症等残遺状態

1自閉 2感情鈍麻 3意欲の減退 4その他 ()

(6) 情動及び行動の障害

1爆発性 2暴力・衝動行為 3多動 4食行動の異常 5その他 ()

(7) 不安及び不穏

1 強度の不安・恐怖感 2強迫体験 3その他 ()

(8) 痩れんおよび意識障害

1 痩れん 2意識障害 3その他 ()

(9) 精神作用物質の乱用及び依存

1アルコール 2覚せい剤 3有機溶剤 4その他 ()

(10) 知能障害

1知的障害（精神遅滞） ア軽度 イ中等度 ウ重度

2認知症 3その他の記憶障害()

4学習の困難 ア読み イ書き ウ算数 エその他()

5遂行機能障害 6注意障害 7その他()

(11)広汎性発達障害関連症状

1相互的な社会関係の質的障害 2コミュニケーションのパターンにおける質的障害

3限定した常図的で反復的な关心と活動 4その他()

(12)その他()

②の病状・状態像等の、具体的程度、症状、検査所見等

⑤現在の治療内容

1 投薬内容

2 精神療法等

3 訪問看護指示の有無 (有 ・ 無)

⑥今後の治療方針

⑦現在の障害福祉サービス等の利用状況

(障害者自立支援法に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス等、訪問指導等)

⑧備考

平成 年 月 日

医療機関所在地 _____

2認知症

④の病状・状態像等の、具体的程度、症状等

⑤現在の治療内容

1 投薬内容

2 精神療法等

3 訪問看護指示の有無 (有 ・ 無)

⑥今後の治療方針

⑦現在の精神保健福祉サービスの利用状況

(社会復帰施設等、小規模作業所、グループホーム、ホームヘルプ、訪問指導等)

⑧備考

平成 年 月 日

医療機関所在地 _____

名 称 _____

電話番号 _____

医師氏名（自署または記名捺印）_____

名 称 _____

電話番号 _____

医師氏名（自署または記名捺印）_____